

会 員 規 則



一般社団法人 事件現場特殊清掃センター

一般社団法人 事件現場特殊清掃センター 会員規則

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人事件現場特殊清掃センター（以下、「当センター」という。）が定める会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員）

会員は、本規約に同意の上、所定手続きにより、当センターへの入会を認められた個人・法人を指し、会員の種類は、次に挙げる4種類とする。

1. 事件現場特殊清掃士（正会員） 当センター所定の審査を受け、認定された個人
2. 地区統括会員 当センター所定の審査を受けて認定され、各地域を統括して活動することを認められた個人
3. 賛助会員 当センターの目的に賛同し、事業に協力するために入会した個人又は法人
4. 特別賛助会員 当センターの目的に賛同し、事業に特に協力するために入会した個人又は法人

第3条（入会）

1. 事件現場特殊清掃士（正会員）及び地区統括会員、賛助会員、特別賛助会員として入会しようとする者は、当センターが定める規定に則り、当該手続きを済まさないものとする。
2. 前項の規定については、理事会において、決定する。

第4条（会員の義務）

当センターの会員となった者は、当センターの理念を十分に理解した上で、法令や定款、本規則及び各会員細則を遵守し、その活動を行うものとする。

第5条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 理事会で除名の決議がされたとき
- ③ 理事全員の同意があったとき
- ④ 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- ⑤ 当センターが消滅したとき
- ⑥ 犯罪行為や反社会的行為等、当センターの名誉を著しく傷つける行為を行ったとき
- ⑦ 会費を滞納し、催促を受けたにも関わらず、その会費を納入しないとき
- ⑧ 6ヶ月以上音信が不通となったとき

第6条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。
 - (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき
2. 理事会において、除名の決議がされたときは、当該会員に対し、その旨を決議より1週間以内に通知することとする。
3. 除名された当該会員は、除名より3年間は、当センターの会員として、再登録することができないものとする。

第7条（退会）

当センターの会員は、代表理事に退会届を提出することにより、任意に退会することができるものとする。

第8条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員がその資格を喪失したときは、当センターに対する権利を失い、義務を免れるものとする。但し、未履行の義務については、免れることができないこととする。
2. 当センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しないこととする。

第9条（個人情報等の取扱いに関する事項）

当センターに提出された個人情報等については、下記業務に必要な範囲内で利用し、下記業務以外の目的で使用する場合は、当該会員の承諾を得るものとする。

- ① 当センターの定款で提起する目的達成にあたり、必要となる業務、及び当センターが行う活動の認知を広げていくために必要となる業務

第10条（損害賠償）

当センターの会員は、法令や定款、本規則及び各細則に違反したことにより、当センター若しくは、第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第11条（免責）

会員がその活動を通じて、第三者に与えた損害については、当センターは、一切の賠償責任を負わないものとする。

第12条（変更・廃止）

この規則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができるものとする。

附則 この規則は、平成25年3月12日から施行する。